

補助対象工事の例 一覧

R3年度

凡例 ○：対象 ×：対象外

補助対象／対象外となる“住宅”

○	戸建て住宅	高床式住宅の場合は、高床部分（車庫等）も補助対象
○	併用住宅	住宅以外の部分・共用部分を除く
○	戸建て住宅[借家]	申請者は借主（かりぬし）に限る
○	共同住宅【賃貸・分譲】	申請者は借主（かりぬし）に限り、申請者の専有部分に限る
○	空き家	リフォーム工事後に申請者が居住する場合に限る
×	別棟の附属建物（車庫・倉庫・離れ等）	
×	門・門扉・塀・フェンス等	

(注) 2世帯住宅・世帯分離：1棟で、ひとつの申請に限ります

補助対象／対象外となる“工事種別”

○	修繕・改修	
○	増築	別棟増築は除く
○	減築（一部解体）	修繕・改修・増築を伴うものに限る
×	新築	
×	除却（全体の除却）	

補助対象／対象外となる“リフォーム工事”の例

外装工事	○	屋根の修繕・葺替え・塗装	併用住宅の屋根の場合は、床面積により金額按分し補助対象額を算出
	○	外壁の修繕・張替え・塗装	
	○	窓・ドア・ガラス・シャッターの修繕・設置・交換	
	○	風除室・玄関ポーチ・ベランダの設置・改修	
	○	ウッドデッキの設置・改修	住宅1階の掃出し窓との段差が少なく、屋内との繋がりのあるものに限る
	○	屋根の雪止め金物・雪庇防止フェンス・の設置・改修	
	○	雨樋の設置・改修	
	○	網戸の設置	
	○	雪囲い金物の設置・交換	
	×	網戸の交換・網の張替え	工事ではないため×、軽微な作業で設置できるため×
内装工事	×	日よけシェード・タープ（布製）の設置・交換	工事ではないため×、軽微な作業で設置できるため×
	×	防雪ネット・雪囲い板の設置・交換	工事ではないため×、軽微な作業で設置できるため×
	○	床・壁・天井の改修	(市の他の補助制度を利用する対象工事は×)
	○	壁紙の貼替え／左官壁の塗替え	
	○	部屋の間仕切壁の改修	
	○	浴室の改修	
	○	トイレの内装の改修	
	○	建具（ドア・襖等）の修繕・設置・交換	(市の他の補助制度を利用する対象工事は×)
	○	襖紙の貼替え	
	○	畳の入替え・表替え	
外装・内装共通	○	手摺の設置・交換	(市の他の補助制度を利用する対象工事は×)
	○	造り付け家具の設置・改修	
	×	障子の張替え	工事ではないため×
	×	カーテン・ブラインド等の設置・交換	工事ではないため×、軽微な作業で設置できるため×
	○	断熱材充填（屋根・外壁・間仕切壁・天井・床下等）	
	○	土台・基礎の改修	
	○	アスベスト除去	
	○	防水工事	
	○	防音工事	
	○	克雷化工事	(市の他の補助制度を利用する対象工事は×)
設備工事	○	耐震化工事	(市の他の補助制度を利用する対象工事は×)
	○	床暖房の設置・交換	
	○	システムキッチン・洗面化粧台の設置・交換	
	○	ガスコンロ・IHコンロ（ビルトイン型）の設置・交換	置き型単体製品の設置・交換は除く
	○	食洗器（ビルトイン型）の設置・交換	置き型単体製品の設置・交換は除く
	○	換気扇・レンジフードの設置・交換	
	○	ユニットバス・浴槽の設置・交換	(市の他の補助制度を利用する対象工事は×)
	○	便器の設置・交換	便座（普通便座・洗浄便座・暖房便座等）のみの交換は除く 壁掛型・床置型は除く
	○	浴室暖房乾燥機（埋込型）の設置・交換	
	○	熱交換換気システムの設置・交換	
	○	給水・排水・ガス等の配管の修繕・設置・交換	
	○	下水道のつなぎ込みに伴う、住宅内部の配管工事	住宅内部の工事範囲のみ補助対象
	○	電気配線の修繕・設置・交換	住宅内部の工事範囲のみ補助対象
	○	給湯器・ボイラー・瞬間湯沸器の設置・交換	
	○	省エネ高効率給湯器（エコジョーズ）・自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）の設置・交換	
	○	家庭用燃料電池（EFC）の設置・交換	
	○	屋根消雪の散水配管・ポンプの設置・改修	住宅内部の工事範囲のみ補助対象
	○	屋根融雪装置（ボイラー・配管・電気配線等）の設置・改修	(市の他の補助制度を利用する対象工事は×)
	○	ペレットストーブ・薪ストーブの設置・交換、それに伴う床壁の改修	(市の他の補助制度を利用する対象工事は×)
	○	太陽光発電システム・【新】定置用蓄電池の設置	(市の他の補助制度を利用する対象工事は×)
外構工事	○	地中熱利用設備	住宅内部の工事範囲のみ補助対象（市の他の補助制度を利用する対象工事は×）
	○	F F式暖房設備の設置・交換	
	○	防犯システム（防犯カメラ・補助錠・センサーライト・防犯ガラス等）の設置・改修	
	○	ホームエレベーター・階段昇降機の修繕・設置・交換	(市の他の補助制度を利用する対象工事は×)
	○	【新】照明器具の設置・交換	引掛けシーリング・電球ソケット・ダクトレールラック等に取付するものは除く
	○	【新】エアコンの設置・交換	窓用エアコンは除く
	×	空気清浄機・除菌消臭機器の設置・交換	家電製品のため×、軽微な作業で設置できるため×
	×	住宅用火災警報器の交換	軽微な作業で設置できるため×
	×	外構・造園工事 全般	外構工事のため×
	×	門・門扉・塀・フェンス等の設置・改修	外構工事のため×
その他	×	下水道のつなぎ込み配管工事（外構部分）	外構工事のため×
	×	井戸工事	外構工事のため×
	×	リフォーム工事の設計費・調査費	工事費ではないため×
×	家電製品・家具（工事を伴わないもの、軽微な作業で設置できるもの）の設置・交換	工事ではないため×	
×	シロアリ駆除・防除	工事ではないため×	

(注) 市の他の補助制度を利用する対象工事は、本補助金の利用はできません。

(注) 上記に記載のないリフォーム工事についての可否は、お問合せください。（十日町市役所 都市計画課 建築住宅係 ☎025-757-9935（直通））